

3健第12971号
令和4年1月25日

各指定地方公共機関の長 様

福島県保健福祉部長
〔福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について（通知）

全国において急激に感染が再拡大している中、県内においても、感染状況を示す各種指標は、更に悪化の一途をたどっています。1月の新規陽性者数の割合は福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市の5市で約63%を占め、都市部を中心に感染拡大に歯止めがかかる状況となっています。

こうした状況を踏まえ、本日開催した「第115回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び南相馬市において、まん延を防止するために必要な措置を実施するとともに、標記対策の改定を決定しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について関係機関等へ周知いただくようお願いします。

記

＜まん延防止等重点措置＞

- (1) 対象地域：福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市
- (2) 実施期間：1月27日（木）～2月20日（日）
- (3) 主な対策内容

- ・営業時間短縮の要請時間以降、飲食店への出入り自粛
- ・飲食店等の営業時間の短縮や酒類提供自粛

【認定店】次の①または②のいずれかとする

- ①営業時間の短縮：5時～21時まで 酒類の提供は20時まで
- ②営業時間の短縮：5時～20時まで 酒類提供自粛（終日）

【非認定店】

営業時間の短縮：5時～20時まで 酒類提供自粛（終日） 外

事務担当 総括班感染拡大防止対策チーム
電話（総括班）024-521-7872
e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp